

令和7年度青森県内創業・起業支援制度一覧

(令和7年4月末日現在)

目次

1. 講座・セミナー・交流会	・・・ 1
2. ソフト支援・創業相談(支援拠点)	・・・ 5
3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給)	・・・ 12
4. 融資制度(自治体融資制度を除く)	・・・ 27

1. 講座・セミナー交流会

■令和7年4月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
5月26日	令和7年度あおり創業・起業オンラインセミナー	全県	【内容】 インキュベーション・マネジャーのアドバイスや先輩起業家の体験談のほか、補助金等各種支援制度をご紹介します。 【場所】オンライン 【日時】5/26(月) 18:00～19:15 【受講料】無料 【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/richi/support_for_entrepreneurs.html 【オンライン】Zoomによる参加可	青森県 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ (担当:小笠原) 電話:017-734-9374
10月 11月 12月 (予定)	創業者向けセミナー	青森市 弘前市 八戸市	【内容】 創業をお考えの方、もしくは創業後間もない方向けの、創業にまつわるセミナーを開催。 【場所】青森市、弘前市、八戸市 【日時】10月、11月、12月 【講師】- 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】Zoomによる参加可	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356
5月 7月 9月 11月 1月 3月	青年経営者の会 青い森しんきん NEXAS	主に 青森市 八戸市	【内容】 地域の将来を担う満50歳以下の経営者、事業承継予定者、幹部社員の方の皆さまを会員とする組織です。経営に関するセミナーや懇親会を通じて、会員同士の情報交換やビジネスマッチングを図ります。 ※本コンテンツは創業・起業されたばかりの方でも参加可能となっております。 【場所】主に青森市、八戸市 【日時】5月、7月、9月、11月、1月、3月 【講師】未定 【受講料】年会費50,000円 【URL】- 【オンライン】不可	青い森信用金庫 営業本部 担当:山口 電話:017-732-2230
6月 10月 11月 12月	あおスタセミナー	青森市	【内容】 域内外で活躍する先輩起業家等を招き、地域でのスタートアップを目的としたイベント。 【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】6月、10月、11月、12月 予定 【講師】先輩起業家等 【受講料】無料 【URL】 https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL) 【オンライン】参加可能(予定)	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山) 電話:017-734-1311

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
9月	あおスタピッチ 交流会	青森市	【内容】 AOMORI STARTUP CENTERを活用し起業または事業展開した事業者等のビジネスモデルや事業内容を、事業者自らピッチ(ショートプレゼン)するイベント。 【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】9月予定 【受講料】ピッチイベント無料 【URL】 https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL) 【オンライン】-	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山) 電話:017-734-1311
7~9月 1~3月	あおスタ起業塾	青森市	【内容】 起業家コミュニティ形成に向けたワークショップを年に2回開催 【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】第1回(7~9月)、第2回(1~3月) 【受講料】無料 【URL】 https://www.facebook.com/aostacenter/ (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL)	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山) 電話:017-734-1311
未定	創業・起業サポート セミナー	弘前市	【内容】 創業・起業を目指す方や創業後間もない事業者を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、先輩起業家の体験談などをお伝えするセミナーを開催します。 創業するにあたって必要な準備と心構え、創業後も役立つマーケティングについて学ぶことができます。 【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】未定(秋頃開催の予定) 【講師】各回で専門の方が講師をします。 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】-	ひろさきビジネス 支援センター 電話:0172-32-0770
11~12月	創業セミナー(仮)	弘前市	【内容】 創業に関するセミナー 【場所】弘前商工会議所 【日時】未定 【講師】中小企業診断士等を想定 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】-	弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL0172-33-4111

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
未定	創業に関する相談会、セミナー等	弘前市	【内容】 創業に関する相談会、セミナー等 【場所】未定 【日時】未定 【講師】日本政策金融公庫融資担当 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】ハイブリッド(予定)	日本政策金融公庫 弘前支店 電話:0172-36-6303 弘前商工会議所 中小企業相談所 電話:0172-33-4111
9月	財務セミナー	弘前市	【内容】 事業承継等、時流に合った経営課題をテーマとしたセミナー (今年度テーマ未定) ※創業間もない方も対象 【場所】東奥信用金庫 本店 【日時】9月18日 14:30～16:30 【講師】公認会計士 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】-	東奥信用金庫 融資部 支援課 担当:多賀谷 電話:0172-34-8416
6～12月	弘大じょっぱり 起業家塾2025	弘前市	【内容】 学生や研究者、一般市民等を対象に、起業に関する基礎的な知識を学ぶだけでなく、地域ビジネスに関わる経営学のセオリー、起業家の講演から学ぶ事例研究、事業計画の策定演習等を通して、柔軟な発想力や高い企画提案力を身に着けることを狙いとしたプログラムを実施することで、起業家マインドを持つ地域で活躍できる人材を育成し、次世代経営者や自治体職員、社会人、学生を支援する。 【場所】弘前大学 【日時】6/26・7/3・7/17・8/28・9/4・9/18・10/2・10/9・10/16・11/6・12/11 【講師】株式会社寅福 代表取締役社長 加藤夢人氏ほか 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】Zoomによる参加も可能	弘前大学 社会連携課 総務企画グループ 弘大じょっぱり起業家塾事務局 (担当:中屋敷) 電話:0172-39-3978
未定	あおもり起業家 養成講座 (黒石市創業セミナー)	黒石市	【内容】 創業間もない方や創業・起業に興味のある方を対象に、創業に必要な知識の習得や創業後の経営安定支援のため、専門家(インキュベーション・マネジャー)によるセミナーを行います。 【場所】黒石市産業会館4階 大会議室 【日時】未定 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/index.html	黒石市 商工課 商工振興係 (担当:齋藤) 電話0172-52-2111 (内線641)

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
1～2月	あおもり起業家 養成講座 (五所川原会場) 五所川原圏域 創業セミナー	五所川原市	【内容】 「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識の習得から、ビジネスプランの作成ノウハウまで、「創業するためには何が必要か」、「事業を継続させるためにはどうすべきか」など、創業に必要な経営知識等を体系的に習得することができます。 【場所】五所川原市役所 【日時】未定 【講師】インキュベーション・マネージャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】 https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/sogyo_semina-.html 【オンライン】Zoomによる参加可(ハイブリット型開催)	五所川原市 商工観光課 (担当:長尾) 電話:0173-35-2111 (内線2556)
未定	十和田市 創業支援セミナー	十和田市	【内容】 創業に必要とされる「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識を学ぶセミナーを実施します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話:0176-51-6773
未定	創業支援セミナー	むつ市	【内容】創業希望者等を対象に創業支援セミナーを開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】ー	むつ市 商工労政課 電話:0175-22-1111 (内線2652)
未定	下北創業塾	むつ市	【内容】 創業するために必要な「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の知識を身につける少人数制の講座を開催します。修了後に創業した場合、登録免許税の軽減や融資条件の緩和などの支援措置が受けられます。(大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施) 【場所】むつ来さまい館 【日時】未定 【講師】(公財)21あおもり産業総合支援センター 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】未定	むつ市 商工労政課 電話:0175-22-1111 (内線2652)
未定	創業支援セミナー	七戸町	【内容】 七戸町内での創業を目指している方、創業して間もない方を対象に、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の創業に係る基礎的な知識を習得するためのセミナーを開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】未定	七戸町 商工観光課 (担当:金澤 匠) 電話:0176-62-2137

2. ソフト支援・創業相談(支援拠点)

■令和7年4月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	インキュベーション・マネジャーによる 伴走型個別支援 (創業相談)	全県	【概要】 創業を希望する方や創業間もない方に対し、創業支援の専門家であるインキュベーション・マネジャー(IM)が創業に関する様々な相談に対して、伴走型で支援、アドバイスをを行います。 【場所】 21あおもり産業総合支援センターまたはオンライン(Zoom) 【日時】 月～金曜日(8:30～17:15)※祝日・年末年始を除く (相談希望者のご都合に合わせて、日時を調整します。) 【URL】 https://www.21aomori.or.jp/sougyou/ 【オンライン】 Zoomによる相談対応可能	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
通年	相談対応	青森みちのく銀行窓口	【概要】 創業、起業時における補助金申請サポートや事業計画作成支援等、当行が保有する専門知識とソリューション機能を提供する。また、当行窓口で相談することによって、各外部専門機関のサービスをワンストップで活用することが可能となる。 【場所】青森みちのく銀行窓口 【日時】平日9:00～15:00(一部昼休憩導入営業店あり) 【URL】非対応 【オンライン】非対応	お近くの青森みちのく銀行窓口まで
通年	経営・技術強化支援事業 (エキスパートバンク事業)	県内の商工会	【概要】 小規模事業者又は創業を予定する者の経営革新努力を支援するために、必要とする専門的知識・技術について深い見識を有する専門家を小規模事業者等の要請に応じて当該企業に直接派遣し、具体的、実践的な事項に関して適切な指導、助言を行い経営資質の向上を図る。 【受付】県内の商工会 【場所】相談者事業所へ派遣 【日時】相談者と日程調整可能 【URL】http://www.aomorishokoren.or.jp/other/expert.html 【オンライン】zoomによる相談対応可	青森県商工会連合会 広域支援課 地域支援係 (担当:高坂・佐藤) 電話:017-734-3394
通年	創業相談	青い森信用金庫 各店舗	【概要】 青い森信用金庫の各店舗では、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターや各市町村の創業支援機関(八戸市の8サポ、青森市のAOMORI STARTUP CENTERなど)と連携し、事業計画策定・資金調達に係るご相談にお応えしております。 【場所】青い森信用金庫 各店舗 【日時】営業時間内(9:00～15:00)、時間外は要相談 【URL】- 【オンライン】不可	青い森信用金庫 営業本部 担当:山口 電話:017-732-2230
通年	しんきん創業の扉	WEB	【概要】 「しんきん創業の扉」は、創業をお考えの方や創業間もない方向けの、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が運営するWEBサイトです。創業に役立つコンテンツや全国の信用金庫の創業支援の取り組みが掲載されており、最寄りの信用金庫にWEBから相談できる「お問合せフォーム」も設置されています。 【場所】WEB 【日時】常時 【URL】https://www.shinkin-sogyo.net	青い森信用金庫 営業本部 担当:山口 電話:017-732-2230 東奥信用金庫 融資部 支援課 担当:多賀谷 電話:0172-34-8416

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	創業サポート窓口	青森市 弘前市 八戸市 五所川原市 十和田市 むつ市	【概要】 当協会が中小企業者(創業予定者を含む)に対し、金融・経営・創業等の各種支援を提供しております。 【場所】当協会営業所、各支所 【日時】月～金9:00～17:00(祝日除く) 【URL】－ 【オンライン】zoomによる相談対応可	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年	女性創業相談DAY	青森市 弘前市 八戸市 五所川原市 十和田市 むつ市	【概要】 女性創業者(創業予定者含む)および女性経営者が気軽に相談できるよう、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターと共催で女性限定の相談会を開催。 【場所】当協会営業所、各支所 【日時】随時 【URL】－ 【オンライン】zoomによる相談対応可	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年	創業後の経営安定化相談会	県内3市	【概要】 21あおもり産業総合支援センターの経営関連の専門家が、県内3市において、創業から5年以内の方を中心とした事業者の経営のお悩みに対する具体的なアドバイスや、補助金等の情報提供を行う定期相談会を開催します。 【場所】 青森会場(21あおもり産業総合支援センター) 弘前会場(弘前商工会議所) 八戸会場(エスタシオン) 【日時】 下記URLをご参照ください。 【URL】 https://www.21aomori.or.jp/topics/33763 【オンライン】 Zoomによる相談対応可能	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
通年	AOMORI STARTUP CENTER (あおもりスタートアップセンター)	青森市	【概要】 経営に関する豊富な知見を有するコーディネーターが常駐し、起業・創業希望者等に対し、構想段階でのアイデア整理、ビジネスモデルの構築、事業計画・資金計画の作成等についての助言や支援制度の情報提供等を行います。 ※東青地域5市町村(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)に在住する創業希望者や東青地域5市町村での創業を希望される方等が対象 【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】火～土曜日 10:00～19:00 【URL】https://ao-sta.com/ ※各種SNS等もこちらから登録できます 【オンライン】オンラインによる相談対応可	AOMORI STARTUP CENTER(あおもりスタートアップセンター) 電話:017-763-0037 青森市 創業・人づくり推進課 (担当:岩田、澤田) 電話:017-734-2378

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	創業・起業に関する 情報提供	青森市	【概要】県立図書館が所蔵する創業・起業に関する図書リストやオンライン貸出サービス等の利用案内の提供、関連資料の調べもののお手伝いをする「レファレンス」を行っています。 【場所】県立図書館 参考郷土室 【日時】午前9時～午後7時（休館日を除く） 【URL】https://www.plib.pref.aomori.lg.jp/reference/about/ ※「レファレンス」は来館のほか、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールでもお受けします。	青森県立図書館 企画支援課 (担当: 奈良岡) 電話: 017-739-1456 参考: 郷土室 電話: 017-729-4311
通年	ひろさきビジネス支 援センター	弘前市	【概要】 創業・起業志望者を構想から一貫して支援する専門家のインキュベーション・マネジャー(IM)や経営相談員が事業の知識、ノウハウ等をアドバイスし、事業達成へと導きます。具体的には、創業に関する融資制度の説明や、事業計画書の作成方法ならびにブラッシュアップなどについて、伴走支援します。 電話やメールでお名前、連絡先、希望時間、相談内容の概要などをお伝えください。 【場所】 弘前市土手町コミュニティパークコミュニケーションプラザ棟2階 【日時】 ・午前9時～午後5時 毎週月～金曜日・第3土曜日(祝祭日、年末年始を除く) (ただし、水曜日・毎月第1・第3月曜日は午前9時～午後8時) ・IMによる相談は毎週水曜日、第3土曜日、毎月第1・第3月曜日のみ ・経営相談員は主にIM対応日以外に対応 ・IMによる相談以外もすべて事前予約制 【URL】FaceBookで「ひろさきビジネス支援センター」と検索してください。	ひろさきビジネス 支援センター 電話: 0172-32-0770
通年	創業相談	弘前市	【概要】 創業に関する相談全般(創業計画、資金調達、記帳指導等) 【場所】弘前商工会議所 【日時】当所営業日、営業時間随時 【URL】- 【オンライン】-	弘前商工会議所 中小企業相談所 電話: 0172-33-4111
5～7月 9～11月 1～2月	経営相談室	弘前市	【概要】 事業者の経営課題に応じたアドバイスを受けられる相談会 ※創業間もない方も対象 【場所】東奥信用金庫 本店 【日時】10:00～15:00 【講師】公認会計士 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】-	東奥信用金庫 融資部 支援課 担当: 多賀谷 電話: 0172-34-8416

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	創業相談	当金庫 窓口	【概要】 当金庫窓口にて、創業・起業を希望される方のご相談を受付けております。 必要に応じ、ひろさきビジネス支援センターや公益財団法人21あおり産業総合支援センター等、外部支援機関と連携し、事業計画策定等を支援いたします。 【場所】東奥信用金庫 各店舗 【日時】平日9:00～15:00、時間外要相談 【URL】 - 【オンライン】 -	東奥信用金庫各店舗 窓口までお問い合わせ ください。
通年	弘前市土手町創業・ 出店支援プロジェクト	東奥信用 金庫 本店窓口	【概要】 弘前市土手町で創業・起業を希望される方のご相談を受付けております。 創業融資の他、物件探しやビジネスモデルのブラッシュアップ、創業計画の作成等、外部支援機関と連携し、支援いたします。 【場所】東奥信用金庫 本店 窓口 【日時】平日9:00～15:00、時間外要相談 【URL】 - 【オンライン】 -	東奥信用金庫各店舗 窓口までお問い合わせ ください。
通年	はちのへ創業・事業 承継サポートセン ター	八戸市	【概要】 八戸商工会議所職員(IM)や中小企業診断士が創業希望者の相談に応じ、事業計画の作成や資金調達の支援など、事業の構想段階から開業後のフォローまでワンストップでサポートします。(予約制) また、創業に関するセミナーなども開催しています。 【場所】八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階 【日時】 ・月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:30 ※祝日・年末年始を除く。 ・相談時間を20:00まで延長する夜間相談を週1回実施。 ・休日相談を月1回実施。 【URL】https://starting-business.net 【オンライン】相談対応可	はちのへ創業・ 事業承継 サポートセンター 電話:0178-51-9593 八戸市商工課 (担当:鈴木、大坪) 電話:0178-43-9242
通年	黒石市創業相談 ルーム	黒石市	【概要】インキュベーション・マネジャーが経営のノウハウを助言することで、ビジネスプランの構想段階から創業初期まで、創業希望者が直面する課題解決に向けた総合的な支援を展開しています。 【場所】黒石市産業会館4階 小会議室 【日時】毎月2回(計24回) 10:00～16:00(要予約) 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/soudan-room.html	黒石市 商工課 商工振興係 (担当:齋藤) 電話:0172-52-2111 (内線641)

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	ごしょがわら圏域 創業相談ルーム	五所川原市	【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネージャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に 応じます。 ※利用対象者：①五所川原圏域定住自立圏の2市4町に住所を有す る者、②五所川原圏域定住自立圏の2市4町への創業を予定する者 【場所】 五所川原市民学習情報センター2階 【日時】 毎週火曜日（原則第5火曜日除く） 10:00～16:00 【URL】 ・市ホームページ： https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_sougyosoudan.html ・利用申込サイト： https://apply.e-tumo.jp/city-goshogawara-aomori-u/profile/userLogin_initDisplay?nextURL=CqTLFdO4voZD9uOPm3Nmat7dRrdLP0zYtUINsUzZVMuQL6ec9qyUkMrp8iVMvIb2QEx58wwF6g4L%0D%0AqSfGvVE4vWksSNuhb2vHE5Csta34mx9ImUZ%2FENjhvW2zvIDv8QILqEhLV%2B38Vc0%3D%0D%0A	五所川原市 商工観光課 (担当:長尾) 電話:0173-35-2111 (内線2556) ほか構成市町担当課
通年	十和田市創業相談 ルーム	十和田市	【概要】 創業・起業支援の専門家「インキュベーションマネージャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、ご相談に対応します。 【場所】十和田市地域交流センター「とわふる」 【日時】毎月第2・4木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 【URL】 http://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/soukigyoushien.html	十和田市 商工観光課 (担当:小笠原) 電話:0176-51-6773
通年	三沢市創業相談 ルーム	三沢市	【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネージャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応 じます。 【場所】三沢市商工会館 3階 事務室 (6月から9月は、三沢市国際交流教育センター) 【日時】毎月第2・第4火曜日 10:00～15:00(最終受付) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,18597,42,424,html 【オンライン】zoomによる相談対応可	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当:若松、下山) 電話:0176-53-5111 (内線553、554)
通年	むつ市創業相談 ルーム	むつ市	【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネージャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応 じます。 (大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施) 【場所】むつ来さまい館 【日時】毎月第3木曜日 10:00～16:00 【URL】 https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/sougyousoudanroom.html 【オンライン】zoomによる相談対応可	むつ市 商工労政課 電話:0175-22-1111 (内線2652)

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	経営相談会	平川市	【概要】 平川市と公益財団法人21あおり産業総合支援センター（青森県よろず支援拠点）との共催により、平川市内に所在する小規模事業者・中小企業および平川市内の創業希望者を対象とした相談会 【場所】平川市役所 1階 ひらかわぶれいす「アヴェッサ」 ※2月20日のみ、平川市市役所 3階 会議室1 【日時】 (1)相談日 4月18日(金) 5月16日(金) 6月20日(金) 7月18日(金) 8月22日(金) 9月19日(金) 10月17日(金) 11月14日(金) 12月11日(木) 1月16日(金) 2月20日(金) 3月19日(木) (2)相談時間 ① 9:30～10:45 ②10:45～12:00 ③13:15～14:30 ④14:30～15:45 ⑤15:45～17:00 【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/oshirase/2023-0105-1026-143.html 【オンライン】 要相談	平川市 商工観光課 商工観光係 (担当:武田) 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1453) 直通 0172-55-5732
通年	今別町起業・創業相談	今別町	【概要】起業・創業について経営指導員がご相談に応じます。商工会の専門家派遣制度を活用し、土業の方から支援をいただくこともできます。 【場所】今別町商工会館 【日時】事前予約により随時相談対応 【URL】未定 【オンライン】ー	今別町商工会 TEL:0174-35-2014 メール: imabetu@aomorishokoren.or.jp HP: https://r.goope.jp/ima/betu/
通年	相談窓口	外ヶ浜町	【概要】 創業希望者及び新事業展開を目指す中小企業者等を対象とした相談窓口を設置 【場所】外ヶ浜町役場 総務課及び産業観光課 【日時】役場開庁時 8:15～17:00 【URL】ー 【オンライン】ー	外ヶ浜町 総務課 電話:0174-31-1111 産業観光課 電話:0174-31-1228
通年	出張相談会	藤崎町	【概要】 藤崎町、藤崎町商工会、青森県よろず支援拠点と共催で、藤崎町に所在する小規模事業者、中小企業または藤崎町内での創業・開業希望者を対象に、創業や補助金活用、経営相談等に関する出張相談会を開催する。 【場所】チラシ参照 【日時】チラシ参照 【URL】http://www.town.fujisaki.lg.jp/index.cfm/9,19189,78,363,html 【オンライン】対応不可	藤崎町 経営戦略課 企画調整係 (担当:藤本、後藤) TEL:0172-88-8258 (直通)
通年	ワンストップ相談窓口	七戸町	【概要】 七戸町商工観光課に創業支援の相談窓口を設置。 相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。 【場所】七戸町商工観光課(道の駅しちのへ道路・観光情報館内) 【日時】平日9時から17時まで 【URL】ー 【オンライン】ー	七戸町 商工観光課 (担当:金澤 匠) 電話:0176-62-2137

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	相談窓口	東北町	【概要】 東北町商工観光課に創業支援の相談窓口を設置。 相談者に対し、必要な支援機関の紹介を行う。 【場所】東北町役場商工観光課 【日時】平日9時から17時まで 【URL】－ 【オンライン】－	東北町 商工観光課 (担当: 中野渡) 電話: 0176-56-4148 (直通)
通年	起業・創業 ワンストップ相談窓 口	六ヶ所村	【概要】 六ヶ所村政策推進課に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、 (公財)21あおり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、 六ヶ所村商工会及び金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を 解決する。 【場所】六ヶ所村役場 政策推進課 【日時】平日 9:00～17:00 【URL】http://www.rokkasho.jp/index.cfm/10,986,831,124,html 【オンライン】要相談	六ヶ所村 政策推進課 企画グループ 0175-72-2111
通年	創業相談窓口	田子町	【概要】 地域に密着した創業・起業の伴走型支援専門家「インキュベシ ョン・マネジャー」が相談に応じます。 町内に設置している田子町文化観光交流施設みろく館とスタート アップ応援スペースでの「チャレンジショップ」利用に関する相談も可 能です。 【場所】田子町役場1階 商工振興課内 【日時】平日9:00～16:00(火曜日を除く) 【URL】－ 【オンライン】－	田子町 商工振興課 2次3次産業 戦略推進グループ 電話0179-20-7114
通年	ワンストップ相談窓 口	南部町	【概要】 南部町商工観光課にワンストップ相談窓口を設置、相談者に対し、 支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、支援機関を紹介す る。 【場所】南部町商工観光課 【日時】平日8時15分～17時 ※土曜日、日曜日、国民の祝休、年末年始(12月29日から1月3日) を除く。 【URL】－ 【オンライン】－	南部町 商工観光課 0178-38-5965
通年	ワンストップ相談窓 口	階上町	【概要】 階上町産業振興課にワンストップ相談窓口を設置。相談者に対し、 商工会と連携して、支援対策や支援機関を紹介する。 【場所】階上町役場産業振興課 【日時】平日 8:15～17:00 【URL】－ 【オンライン】－	階上町 産業振興課 水産商工観光グルー プ (担当: 小鷹) 電話: 0178-88-2875 (内線: 272)

3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給)

■令和7年4月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	青森県特別保証融資制度	青森県特別保証融資制度は、県が貸付原資の一部を金融機関に預託することにより、通常よりも低い金利での利用を可能とする融資制度です。 県では、中小企業の皆様が金融機関から円滑に事業資金を調達できるよう、企業の活動段階や経営状況に応じた以下の制度を実施しています。 【資金の名称】 ・「青森新時代」への架け橋資金 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/maruka.html ・経営安定化サポート資金 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/marutei.html ・事業活動応援資金 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/maruou.html ・経営力強化借換資金 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/maruban.html 【県と市町村が保証料等を補助します】 「青森新時代」への架け橋資金を含む青森県特別保証融資制度を利用する場合、県と市町村では、その保証料又は利子の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。全ての市町村において補助制度の利用が可能です。 実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi_renkei_sichoson.html	青森県 経済産業政策課 中小企業金融グループ 電話:017-734-9368
通年募集	青森市商店街空き店舗等リノベーション支援事業補助金	青森市内の商店街等の区域において、空き店舗や空き家を活用して出店する中小企業者等を対象に、店舗改築工事費の一部を補助します。 【対象物件】 商店街等の区域に所在し、概ね1か月以上空き店舗または空き家になっている物件 【対象経費】 内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費、電気・照明工事費(什器・備品購入費、設計費、消費税及び地方消費税は対象外) 【補助率・限度額】 ・1階の空き店舗等 対象経費の1/2(上限100万円) ・1階以外の空き店舗等 対象経費の1/2(上限50万円) 【URL】 https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/shoutengai/1004404.html	青森市 経済政策課 タウンマネジメント推進室 電話:017-734-2376
通年募集	弘前市 空き店舗対策事業費補助金	中心市街地の空き店舗等に小売・サービス業の店舗を新規出店又は移転する際の改修工事費又は賃借料を補助します。また、健康又は子育て関連の店舗や給排水設備を新設する場合、補助金額を上乗せします。 【補助対象経費】 ・改修工事費 空き店舗の改修工事に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税等は対象外) ・賃借料 (敷金・礼金、共益費、消費税等は対象外) 【補助率及び補助限度額】 ①改修工事費 中心市街地区域内で指定道路に面した1階の空き店舗の場合は補助率3分の2、限度額150万円。区域内の場合は補助率2分の1、限度額50万円。(区域内移転は限度額25万円) ②賃借料 補助率2分の1、補助限度月額5万円・合計限度額50万円 【利用条件】 ・継続営業期間 3年以上営業すること。 ・営業時間 1日のうち9時から21時までの間に概ね3時間以上営業し、かつ、原則として1週間のうち5日以上営業すること。 ・組合等への加盟 出店しようとする地域に、商店街振興組合または任意の商店会等が組織されている場合、当該団体に加盟すること。 【URL】 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/akitennpohojokinn.html	弘前市 商工労政課 商業振興係 電話:0172-35-1135

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	弘前市 スタートアップ創出支援事業費 補助金	【対象】 市内に事業所を構える、創業5年以内の事業者、または個人。 かつ将来的に市内経済をけん引しうる可能性のある事業者に対し、特 許出願費用や販路拡大に伴う費用、その他事業拡大時に必要となる経 費を支援。 【限度額】100万円 または 2/3 のどちらか少ない金額 【利率】－ 【期間】検討中 【URL】準備中	弘前市 産業育成課 産業振興係 電話:0172-32-8106
通年募集	弘前市 新規創業者DX創出支援事業費 補助金	【対象】 弘前市創業支援等事業計画に定められた特定創業支援等事業を受け た、新たに市内で創業・起業しようとする事業者 【限度額】20万円 または 2/3のどちらか少ない金額 【利率】－ 【期間】検討中 【URL】準備中	弘前市 産業育成課 産業振興係 電話:0172-32-8106
4月、10月	「マル経融資」利子補給	【対象】 マル経融資利用者(コロナ制度除く、過去補給を受けた者は対象外) 【限度額】最大1年間の支払利息(貸付額上限1000万円分までの利息) 【利率】－ 【期間】通年 【URL】－	弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL0172-33-4111
通年募集	八戸市 創業融資利子補給事業	創業者の資金調達に係る費用負担を軽減するため、日本政策金融公 庫が実施する創業に係る融資を利用して融資を受けた事業者に対し、 利子補給金を交付します。 【対象】以下の要件を満たす中小企業者 ・市内で創業する(又は創業後1年未満である)こと ・産業競争力強化法に基づく「八戸市創業支援等事業計画」に定める 「特定創業支援等事業」による支援を受けた者、又は代表者が特定創 業支援等事業による支援を受けた法人であること 【利子補給対象融資額】500万円以内(運転資金・設備資金) 【補給内容】借入利率の1%に相当する額(借入利率が1%未満の場合 は、支払った利子額に相当する額)を補給する。 【補給期間】最大3年間 【URL】 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/hojo/sogyo/21612.html	八戸市商工課 (担当:麦沢) 電話:0178-43-9242

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	八戸市新規会社設立 登録免許税等補助金	新たな創業者を後押しするため、市内において新規に会社設立を行う者に対して、会社設立にかかる登録免許税等の経費の一部を補助します。 【補助対象者の主な要件】 ・事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業者で、令和7年4月1日以後に新たに会社を設立した者であること。 ・市から特定創業支援等事業の証明を受けていること。 ・新たに設立した会社が市内に本店登記をしていること。 ・新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。 【補助金額】 (1)株式会社を設立する場合 ・登録免許税 一律75,000円 ・定款認証手数料 一律30,000円 (2)合同会社、合名会社、合資会社を設立する場合 ・登録免許税 一律30,000円 【URL】 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/hojo/sogyo/21613.html	八戸市 商工課 (担当:鈴木) 電話:0178-43-9242
通年募集	黒石市中心商店街空き店舗等 対策事業補助金	【対象】 黒石市中心商店街対象地域で取得し、若しくは賃借した空き店舗等を改修して開業する方又は空き店舗等を賃借して開業し1年を経過した方 【限度額】 店舗等改修費 補助対象経費の50% 上限500,000円 店舗等賃借料 補助対象経費の50% 上限300,000円 移住者加算有 世帯200,000円 単身者100,000円 【期間】年度内 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/shigaichi_yuushi.html	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641)
通年募集	黒石市起業移住支援補助金	【対象】 市内で新たに起業する方、又は開業後1年未満の方 【限度額】 起業に要する経費や事業の運営に必要な経費 補助対象経費の50% 上限300,000円 移住者加算有 世帯200,000円 単身者100,000円 【期間】年度内 【URL】http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/2023-0111-1136-60.html	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641)
通年募集	黒石市小口資金 特別保証制度	【対象】 市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【貸付限度額】 事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき 1,250万円以内 【利率】1.8%以内 【期間】7年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内) 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641) ○「制度の利用」については市内金融機関へ
通年募集	創業等支援家賃補助事業	【対象】 中心商店街等で新たに小売業・生活関連サービス業・宿泊業・飲食業を創業または事業承継する事業主の方で、五所川原市民であること等の各要件を満たす方 【限度額】 対象店舗の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は3万円のいずれか低い額を24月分 【利率】 【期間】営業を開始する1か月前から開始後3か月以内 【URL】 https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akitenpo.html	五所川原市 商工観光課 (担当:奈良) 電話:0173-35-2111 (内線2557)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	空き工場等賃借料補助事業	【対象】 空き工場等を活用して製造業・道路貨物運送業・卸売業・倉庫業・梱包業・情報サービス業・コールセンター業を行おうとする事業主の方で、2人以上(ソフトウェア業、情報サービス業は1人以上)を正規雇用し継続的な事業を行う事業主のうち、各要件を満たす方 【限度額】 空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は10万円のいずれか低い額を24月分 【期間】事業開始から6か月以内 【URL】 https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html	五所川原市 商工観光課 (担当:長尾) 電話:0173-35-2111 (内線2556)
通年募集	創業者支援利子補給金事業	【対象】 ㈱日本政策金融公庫から創業または事業承継に係る融資を受けた方で、各要件を満たす方 【限度額】 創業または事業承継に係る融資にて支払われた約定利息の1回目から12回目までの全額(償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までの額) 【期間】対象期間の利子の支払終了後3ヶ月以内に申請 【URL】 https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_rishihokyu.html	五所川原市 商工観光課 (担当:奈良) 電話:0173-35-2111 (内線2557)
通年募集	十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金	【対象】 ・市内で1か月以上使用されていない空き店舗等を活用すること ・2年以上継続して営業することが見込まれること ・補助金交付申請前に営業又は改修等をしていないこと など 【限度額】 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡以上:上限額300万円 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡未満:上限額150万円 ・それ以外:上限額50万円 ※市外から転入等の場合、令和6年10月1日以降に転入(あるいは本店の住所移転)したこと 【補助率】外装・内装設備等の工事費用の2分の1(一部地域3分の2) 【期間】通年 【URL】http://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/sougyoushien.html	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話:0176-51-6773
通年募集	三沢市簡易小口資金特別保証制度	【対象】 市内の中小企業者を対象に、事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る。 【限度額】1企業につき2,000万円以内 【利率】年2.0% 【期間】 7年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当:下山) 電話:0176-53-5111 (内線554)
通年募集	三沢市中小企業活性化資金特別保証制度	【対象】 市内の中小企業を対象として、経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を図るもの。 【限度額】1企業につき2,000万円以内 【利率】年2.0% 【期間】 10年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当:下山) 電話:0176-53-5111 (内線554)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	起業化支援事業補助金	【対象】 雇用の創出が期待できる起業または新分野への進出を図る事業を行う方に対して、事業費の一部を補助する。 【限度額】補助対象経費の3分の2、上限80万円 【期間】通年(予算の範囲内) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,34954,42,424,html	三沢市 産業振興課 産業支援係 (担当:若松、下山) 電話:0176-53-5111 (内線553、554)
通年募集	むつ市創業融資利子補給金	創業時の借入に係る利子の一部補給を行います。 【対象】 次のいずれにも該当する方 ①むつ市内で創業する法人または個人(市外居住者を含む) ②融資の際に新たに創業する者または創業後1年未満の者 ③法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること ④市税を完納していること 【補給上限額】15万 【補給内容】融資を受けた日から12か月分の利子の1%相当額 【URL】http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/15,60191,30,759,html	むつ市 商工労政課 電話:0175-22-1111 (内線2652)
通年募集	つがる市創業支援事業補助金	【対象】 次のいずれかに該当し、つがる市の商工会の会員となり、かつ事業を3年間継続し営業することが可能な方 ※補助の対象となるのは、事業を営んでいない方が創業、事業承継する場合に限ります。 ①新規創業者:令和6年4月1日～令和8年2月28日に市内で創業し、特定創業支援等事業を受講して本市の証明を受けた方 ②移住創業者:創業日から起算して過去2年以内に他の市町村からつがる市に移住した方又は実績報告までに移住する見込みがあり、令和6年4月1日から令和8年2月28日までに開業し認定連携創業支援等事業者と関わりを持つ方 ③事業承継者:市内で事業承継を行う譲受側で令和6年4月1日以降に事業承継手続きを開始し、令和8年2月28日までに手続きを終了することが確実で、かつ現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方 【対象経費】令和6年4月1日～令和8年2月28日に発生・支払いが完了する、創業・開業に必要な経費(最長1年間分) 賃借料、広告宣伝費、印刷製本費、委託料、備品購入費、改修工事費 【限度額】対象経費の1/2以内 上限100万円 ※移住創業者の場合は3/4以内 上限150万円 【申請期間】令和7年4月1日～令和8年1月15日 【URL】 https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/keizai/shoukourousei/shoukou/tyuusyokigiyousienn/9421.html	つがる市 商工労政課 電話:0173-42-2111 (内線419)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	小規模事業者経営改善資金 貸付利子補給事業	【対象】 つがる市商工会の経営指導を原則6カ月以上受け、小規模事業者経営改善資金(マル経)融資を受けた方 【補助額】 利子に相当する額(借入限度額2,000万円) 【対象期間】 借入日より12ヶ月間 【URL】 https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/keizai/shoukourousei/shoukou/shokogyo/7328.html	つがる市商工会 電話:0173-42-2449
通年募集	平川市 空き店舗対策事業補助金	【対象】 新たに市内の空き店舗を活用し、3年以上継続して営業することが見込まれる事業。 【補助額】 ①賃借料補助額 営業開始月から最大12か月分の3分の2以内。月額5万円、年額60万円を限度。 ②改修費補助額 事業者認定日から営業開始日までの店舗改修費2分の1以内。商業集積地域は100万円、その他の地域は50万円を限度。 ※消費税は補助対象外 【その他】 事業者認定前に着手した事業は補助対象外。 【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/akitenpo.html	平川市 経済部商工観光課 商工観光係 (担当:葛西) 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732
通年募集	平川市 創業支援事業補助金	【対象】 市内で創業し、金融機関から融資を受けて行う事業で、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業。 【補助額】 事業認定日から起算して12か月を経過する日までに係る経費の2分の1(ほかの補助金等を併用する場合は、それを控除した額の2分の1以内)。50万円を限度。 ※消費税は補助対象外 【その他】 事業者認定前に着手した事業は補助対象外。 【URL】 https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/2021-0409-1749-143.html	平川市 経済部商工観光課 商工観光係 (担当:葛西) 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732
通年募集	鰯ヶ沢町創業支援事業補助金	町内において創業する方(新分野進出も含む)に対する創業資金を補助。 【対象】 ①年度内に創業又は申請時に創業等の日から1年を経過しない方 ②町内に居住又は主たる事務所を置き、2年以上継続して営業を行う計画がある方 など 【対象経費】土地建物購入費、増改築や改修に要する経費、設備・備品購入費、広告宣伝費、法人設立時に要する申請手数料等 【補助率等】対象経費の2分の1以内又は100万円以内のいずれか低い額 【URL】 https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html	鰯ヶ沢町 企画観光課 観光商工班 電話:0173-82-0923

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	空き店舗等対策事業補助金	町内に住所又は主たる事業所を有し、新たに空き店舗等賃借して事業を行う方に対する空き店舗等の賃料を補助。 【対象】 ①小売業、飲食業、サービス業に供する店舗が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設 など 【対象経費】空き店舗等の開業月以降連続する12ヵ月分の賃借料 【補助率等】対象経費の3分の2以内又は月額5万円(年額60万円)のいずれか低い額 【URL】 https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html	鯉ヶ沢町 企画観光課 観光商工班 電話:0173-82-0924
通年募集	深浦町 創業支援事業費補助金	【対象】 (1)町内に住所を有する個人及び法人 (2)町内で事業を行おうとする者、または現在の事業を継続しつつ、新分野で事業を開始する者で町税等の滞納がない者 【限度額】 補助対象経費の3/4以内。上限150万円 【利率】 - 【期間】 - 【URL】https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed_docs/2022051700010/	深浦町 観光課 商工振興係 電話:0173-74-4412
通年募集	藤崎町しごとづくりサポート事業補助金(創業タイプ)	【対象者】 次に掲げる全ての要件を満たす方。 ①補助対象期間内に町内で新たに創業し、営業開始が確実であり、かつ、創業日から3年以上継続して町内で事業を行うことが見込まれること。 ②支援機関のいずれかの支援を受け、創業事業計画書を作成すること。 ③交付申請時に特定創業支援等事業を受講完了していること。 ④許認可等を必要とする業種にあって、必要な許認可を受けていること。 ⑤事業完了までに藤崎町商工会の会員になること。 ⑥町税等に滞納がないこと。 【対象経費】 広告宣伝費、印刷製本費、委託費、備品購入費、工事請負費 【補助金額】 対象経費の1/2、上限50万円 【URL】 http://www.town.fujisaki.lg.jp/index.cfm/9,20837,78,348,html	藤崎町 経営戦略課 企画調整係 (担当:藤本、後藤) TEL:0172-88-8258 (直通)
通年募集	藤崎町しごとづくりサポート事業補助金(経営改善タイプ)	【対象者】 次の各号に掲げる要件を全て満たす者。 (1)町内に本社又は事業所を置く事業者であること。 (2)現に事業を営んでおり、かつ、今後3年以上事業を営む予定であること。 (3)藤崎町商工会に加入している者又は補助事業の完了の日までに加入する者であること。 (4)町税の滞納がないこと。 (5)事業完了の翌年度から原則3年間、事業に係る成果報告を行うこと。 【対象経費】 広告宣伝費、印刷製本費、報償費、委託費、備品購入費・リース料、工事請負費 【補助金額】 対象経費の1/2、上限20万円 【URL】http://www.town.fujisaki.lg.jp/index.cfm/9,20849,78,348,html	藤崎町 経営戦略課 企画調整係 (担当:藤本、後藤) TEL:0172-88-8258 (直通)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	大鰐町小口資金 特別保証制度	【対象】 事業経営に必要な資金を図る中小企業者 【限度額】 1企業につき1,250万円 【利率】 年1.9% 【期間】 7年以内 【URL】 http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43,html	大鰐町 企画観光課 観光商工係 電話:0172-55-6561
通年募集	大鰐町事業活性化資金 特別保証制度	【対象】 事業経営に必要な資金を図る中小企業者 【限度額】 1企業につき2,000万円 【利率】 年1.9% 【期間】 10年以内 【URL】 http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43,html	大鰐町 企画観光課 観光商工係 電話:0172-55-6561
【募集期間】 R7.4月～ 12月	板柳町空き店舗利活用 推進事業費補助金	【対象】 板柳町の中心商店街区域内の空き店舗を活用して事業活動を行う者 【補助対象経費】 空き店舗の改装工事のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等にかかる経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費 【補助金額】 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、その上限額は、100万円とする。 【期間】 申請受付:4月～12月	板柳町 商工観光課 電話:0172-55-8033
【募集期間】 R7.4月～ 12月	板柳町創業支援事業費補助金	【対象】 板柳町で創業及び事業承継する者 【補助対象経費】 賃借料、広告宣伝費、印刷製本費、委託料、備品購入費、改修工事費 【補助金額】 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、その上限額は、120万円(移住創業者は4分の3・150万円)とする。 【期間】 申請受付:4月～12月	板柳町 商工観光課 電話:0172-55-8033
通年募集	鶴田町小口資金 特別保証融資制度	【対象】 鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良い企業 【限度額】 1,000万円 【利率】 2.3%以内 【期間】 7年以内 【保証料】 保証料の2年分を補助 【URL】 http://www.town.tsuruta.lg.jp/	鶴田町 商工観光課 商工係 電話:0173-22-2111 (内線251)
通年募集	鶴田町事業活性化資金 特別保証融資制度	【対象】 鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良い企業 【限度額】 2,000万円 【利率】 2.4%以内 【期間】 10年以内 【保証料】 保証料の2年分を補助 【URL】 http://www.town.tsuruta.lg.jp/	鶴田町 商工観光課 商工係 電話:0173-22-2111 (内線251)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	鶴田町創業等応援助成金	【対象】 次のいずれかに該当する方で、事業を3年間継続して営業することが可能であり、かつ、鶴田町商工会の会員となり、鶴田町商工会の継続的な経営指導等を受けること 町税等に滞納がある方や、創業にあたり必要な許認可等を受けていない方は対象外とする 1 新規創業者 令和6年4月1日～令和8年2月28日までに町内で新たに創業し、事業開始が確実である方 2 事業承継者 町内で事業承継を行う譲受側の方で、令和6年4月1日～令和8年2月28日までに事業承継手続きを行い、終了させることが確実であり、かつ、現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方 【助成金の額】 1事業者当たり 10万円 【申請受付期間】 令和8年3月13日(金)まで ※申請期間内でも予算が上限に達した場合、受付を終了する場合あり 【URL】 http://www.town.tsuruta.lg.jp/etc/post-953.html	鶴田町 商工観光課 商工係 電話:0173-22-2111 (内線251)
通年募集	産業創出応援事業費補助金	魅力ある商工業の振興と商店街の活性化などの地域経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的に、事業者が行う産業創出活動に要する経費について補助するもの 【対象】 ①雇用奨励費 新たに雇用された者のうち、雇入れの日において65歳未満の者の人件費※建設、建築、土木事業及び家族(2親等以内)労働にかかる人件費は除く ②創業応援費 新たに雇用し行う事業の開始のために必要となる事業用施設の土地・建物の借料、設備・機械等の購入や修繕、マーケティング活動費等に係る初期費用(2親等以内との取引に係るものは除く) 【補助額】 ①雇用奨励費 1名につき、補助対象経費の3分の2以内(最大3名分) 限度額 町内(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり50万円 町外(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり25万円 ②創業応援金 補助対象経費の3分の2以内 限度額 50万円 【URL】http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo	野辺地町 産業振興課 商工観光交流担当 電話:0175-64-2111
通年募集	空き店舗・空き家活用事業費補助金	空き店舗及び空き家の利用を通じて町のにぎわいを創出するとともに、魅力ある商工業の振興及び商店会の活性化などの地域経済の発展を促進することを目的としており、町内の空き店舗等を活用して新たに开店する者の店舗改装に関する経費を補助するもの 【対象】 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン(看板)工事、電気工事等に要する経費。 ※町内業者に発注したものが対象になるが、町内業者が扱っていないものに関しては、町外業者への発注も認める。 【補助額】 補助対象経費の3分の2以内 限度額 商業地域内の場合 60万円 商業地域外の場合 30万円 【URL】http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo	野辺地町 産業振興課 商工観光交流担当 電話:0175-64-2111

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	創業スタートアップ支援事業補助金	【対象】 町内で新たに創業する者、または創業を予定している者で、次のいずれにも該当するもの。 ①町内で事業を興す個人または法人であること。 ②納税状況が良好であること。 ③個人の場合、町内に居住していること。 法人の場合、町内に本店または主たる事業所をおくこと。 ④創業において国、県の補助金またはその他の七戸町補助金の交付を受けていないこと。 ⑤暴力団と無関係であること。 【限度額】100万円 ① 空き店舗及び空き家を利用して創業する場合は、対象経費の2分の1以内の額。 ② ①に該当しない場合は、対象経費の4分の1以内の額。 【URL】https://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/kigyo/post-84.html	七戸町 商工観光課 (担当:金澤 匠) 電話:0176-62-2137
通年募集	六戸町創業支援事業補助金	これから新たに町内で創業する方、法人を設立しようとする方に、創業にかかる費用の一部を補助する。 【対象】 対象業種:食料品製造、衣料品販売、飲食料品販売、宿泊業、飲食業、持ち帰り宅配飲食サービス、洗濯業、理美容業、浴場業 条件: ①商工会に加入し、支援を得ている事業 ②金融機関からの融資を受けて行う事業 ③特定創業支援事業を受けていること。 【限度額】130万円 事業所(店舗)開設に係る経費の1/2(上限100万円) 広告費の1/2(上限30万円) 【期間】R7.4.1～R8.3.31 【URL】http://www.town.rokunohe.aomori.jp/	六戸町 まちづくり推進課 電話:0176-55-2411
通年募集	東北町商業者等未来経営支援事業費補助金	【対象】 ・町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者となることを予定している者(大型店、フランチャイズ、営業の譲渡及び委託の場合は除く) ・町税等に滞納のない者 【限度額】補助上限100万(補助対象経費の1/3) 【利率】— 【期間】申請締切 令和7年12月26日 【URL】https://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_10-08.html	東北町 商工観光課 (担当:鶴ヶ崎、中野渡) 電話:0176-56-4148 (直通)
通年募集	移住起業等支援事業補助金	【対象】町外から東北町へ転入し、新たに起業する方 【限度額】補助上限30万円 【URL】http://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_03-50.html	東北町 企画課 (担当:大島) 電話:0176-56-4082 (直通)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	新創業融資利子補給	【対象】 日本政策金融公庫から新創業融資制度の貸入れを行った者 【限度額】3,000万(うち運転資金1,500万円) 【利率】1事業者36回までの約定利息分を補給 【URL】http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177,html	六ヶ所村商工会 0175-72-2331
通年募集	小規模事業者経営改善資金	【対象】 日本政策金融公庫からの小規模事業者経営改善資金の貸入れを行った者 【限度額】2,000万 【利率】1事業者36回までの約定利息分を補給 【URL】http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177,html	六ヶ所村商工会 0175-72-2331
通年募集	東通村中小企業小口資金 特別保証	【対象】 東通村内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円以内 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】-	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125
通年募集	東通村中小企業事業活性化 資金特別保証	【対象】 東通村内の中小企業者の経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を期することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円以内 【利率】1.9% 【期間】10年以内 【URL】-	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125
通年募集	東通村小口零細企業 特別保証	【対象】 東通村に住所又は主たる事業所を有する、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項(1)～(6)に定める小規模企業者で納税状況が良好なものを対象とする。 (1)常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの((2)に掲げるものを除く。) (2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの (3)事業協同小組合にあって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの (5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)～(5)に掲げるものを除く。) 【限度額】2,000万円 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】-	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	三戸町 空き店舗活用事業費補助金	【対象】 空き店舗において事業を開始する個人、法人、団体又は町内の商店街団体であって、次の要件を全て満たすもの。 ①事業を開始しようとする空き店舗及び既存店舗において、空き店舗を活用した店舗の営業開始から1年以上継続して営業できること。 ②町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。 ③1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。 ④出店しようとする区域において商店会団体等が組織されている場合にあっては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。 【限度額】新規事業者:100万円(補助率4/5)/既存事業者:50万円(補助率2/3) 【期間】要綱制定日～令和8年3月31日 【URL】-	三戸町 まちづくり推進課 商工観光班 電話:0179-20-1117
【募集期間】 7月7日～ 9月26日	五戸町の未来を創る 起業支援事業	【対象】 町内で起業してから2年以内のもので、提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的に継続が可能な事業 【交付額】 起業支援金30万円(+移住加算金20万円、空き家・空き店舗加算金50万円) 【URL】 https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/biz_support/20201102_starup_biz_support.html	五戸町 総合政策課 政策調整室 電話:0178-62-7974
通年募集	田子町店舗等改修事業費補助金	【対象】町内の空き店舗や既存店舗等において事業を開始する又は営んでいる個人又は法人 【補助内容】店舗の改修工事に係る経費の補助 【補助率・上限額】4/5 上限100万円 【利率】- 【申請受付期間】令和7年5月1日～6月30日 【URL】https://www.town.takko.lg.jp/index.cfm/12,8919,130,388,html	田子町 商工振興課 2次3次産業戦略推進グループ 電話:0179-20-7114
通年募集	南部町創業事業費補助金	創業による雇用の創出及び産業の活性化並びに定住促進を図るため、新たに南部町内で計画的に創業又は第二創業をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 【補助対象者】 (1)次のいずれかに該当する者で、南部町商工会に加入している者又は補助事業の日までに加入することを確約したもの。 ア 個人事業主にあつては、当該事業の代表者が事業完了までに町内に居住し、南部町の住民基本台帳に記載されていること。 イ 法人にあつては、事業完了までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。 (2)補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から3年を経過しないものであること。 (3)この要綱による補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度内に確実に創業等できるものであること。 (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者、又はそれらと密接な関係を有しないものであること。 (5)町税の滞納がないこと。 【補助対象事業】 (1)南部町商工会において創業相談を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業 (2)事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業 (3)特定創業支援事業を受けた者又は受ける者による事業 【補助対象経費】 ①事業所開設等に係るもの ②宣伝広告に要する経費 【限度額】事業所開設等に係る経費 補助率:1/2、補助限度額:100万円 広報費 補助率:1/2、補助限度額:30万円 【URL】 https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/page/1561.html	南部町 商工観光課 0178-38-5965

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	南部町小口資金特別保証制度	南部町内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施する。 【対象】 次のいずれにも該当する中小企業者とする。 (1)個人にあっては、南部町の住民基本台帳に記載がある者又は町税が課税されている者、法人にあっては、南部町内に法人登記を有している者 (2)南部町内に主たる事業所を有する者 (3)南部町内で営業している者 (4)南部町商工会に加入している者 (5)町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がない者 【限度額】1企業につき1,250万円以内 【利率】年率1.9%以内 【期間】7年以内(据置期間 運転資金:6月以内、設備資金:1年以内) 【URL】 https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/page/1975.html	南部町 商工観光課 0178-38-5965
通年募集	南部町事業活性化資金特別保証制度	南部町内の中小企業者に対し事業資金の保証を行うことにより、経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興に資することを目的として実施する。 【対象】 次のいずれにも該当する中小企業者とする。 (1)個人にあっては、南部町の住民基本台帳に記載がある者又は町税が課税されている者、法人にあっては、南部町内に法人登記を有している者 (2)南部町内に主たる事業所を有する者 (3)南部町内で営業している者 (4)南部町商工会に加入している者 (5)町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がない者 【限度額】1企業につき2,000万円以内 【利率】年率1.9%以内 【期間】10年以内(据置期間 運転資金:6月以内、設備資金:1年以内) 【URL】 https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/page/1975.html	南部町 商工観光課 0178-38-5965
通年募集	階上町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付	【対象】 ・町内に住所を有する小規模事業者であり、かつ、町内において1年以上事業を営んでいること。 ・日本政策金融公庫からマル経融資を受けていること。 ・階上町商工会の経営指導を6カ月以上受けていること。 ・町税を滞納していないこと。 ・経営の安定に支障を来していると認められること。 ・マル経融資に係る償還金を約定償還日に遅滞なく支払っていること。 など 【限度額】 毎年1月1日から同年12月31日までの間に日本政策金融公庫へ支払ったマル経融資に係る利子額のうち、借入利率の1%(借入利率が1%未満である場合は、0%超の部分)に相当する額。 【期間】 利子補給の期間は、マル経融資に係る償還期間の範囲内のうち、対象者がマル経融資を受けた日の属する月の翌月から起算し、約定利息の支払の1回目から36回目まで	階上町 産業振興課 水産商工観光グループ 電話:0178-88-2875
通年募集	階上町事業活性化資金特別保証制度	【対象】 ・町内に住所または主な事業所を有する中小企業者 ・町県民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税の滞納がないもの 【限度額】2000万円 【利率】年利率1.9%以内 【期間】10年以内 【URL】https://www.town.hashikami.lg.jp/index.cfm/7,8125,31,341,html	階上町 産業振興課 水産商工観光グループ 電話:0178-88-2875

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	「青森新時代」への架け橋資金 サクセス	【対象】 県内で創業をお考えの方、もしくは創業後5年未満の方 【限度額】 1,000万円 【利率】 1.5% (優遇措置あり) 【期間】 運転・設備資金7年以内 (各市町村ごとに異なる) 【URL】 - ※保証料補給あり	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話: 017-723-1356 青森営業所 電話: 017-723-1353 弘前支所 電話: 0172-32-1331 八戸支所 電話: 0178-24-6181 五所川原支所 電話: 0173-35-4121 十和田支所 電話: 0176-23-4331 むつ支所 電話: 0175-22-1204
通年募集	「青森新時代」への架け橋資金 サクセスF	【対象】 県内で創業をお考えの女性の方、もしくは創業後5年未満の女性の方 【限度額】 1,000万円 【利率】 1.3% 【期間】 運転・設備資金7年以内 (各市町村ごとに異なる) 【URL】 - ※保証料補給あり	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話: 017-723-1356 青森営業所 電話: 017-723-1353 弘前支所 電話: 0172-32-1331 八戸支所 電話: 0178-24-6181 五所川原支所 電話: 0173-35-4121 十和田支所 電話: 0176-23-4331 むつ支所 電話: 0175-22-1204
通年募集	地域雇用開発助成金 地域雇用開発コース	【対象】 青森県内においては同意雇用開発促進地域 (むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、黒石市、田舎館村) 及び過疎等雇用改善地域 (五所川原市、むつ市 (旧下北郡川内町、旧同郡大畑町、旧同郡脇野沢村の区域)、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、風間浦村、佐井村) において、事業所の設置・整備に伴い、求職者の雇い入れを行った事業主。 【支給額】 雇い入れ求職者3名 (創業に該当する場合は2名) 以上で、設置・整備費用 (300万円以上) に応じて、50万円～800万円。 【URL】 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/index.html	各公共職業安定所 (ハローワーク) 助成金担当部署

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
【募集期間】 5月15日～ 8月8日	令和7年度あおもり起業支援事業費補助金	【概要】 青森県への移住や青森県内での起業を促進し、地域課題の解決を図ることを目的に、青森県内に移住した方(予定の方を含みます)、又は青森県内に在住の若者・女性で、「デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業」をする方又は、「Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※でのデジタル技術を活用した事業承継若しくは第二創業」する方に対して、経費の一部を補助します。 ※未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業 【主な補助対象枠】 (1)あおもりUIJ ターン創業枠 ・青森県内に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、青森県外に在住していたこと。 ・青森県内に住民票を移す直前に、連続して1年以上、青森県外に在住していたこと。 ・令和5年4月1日以降の青森県内への転入であること。ただし、申請日時点で転入していない場合は、事業期間完了日までに青森県内に転入すること。 (2)若者もと定着創業枠 ・昭和61年4月2日以降に生まれた者であること。 ・申請日時点で青森県内に居住していること。ただし、申請日時点で居住していない場合は、事業期間完了日までに青森県内に転入すること。また、あおもりUIJターン創業枠の対象外であること。 (3)女性創業チャレンジ応援枠 ・女性であること。 ・申請日時点で青森県内に居住していること。ただし、申請日時点で居住していない場合は、事業期間完了日までに青森県内に転入すること。また、あおもりUIJターン創業枠の対象外であること。 ※その他の要件については、HPから御確認ください。 【補助率】1/2 【補助上限額】200万円 【募集期間】令和7年5月15日～令和7年8月8日 ※第1回審査受付分(5/15～6/30)で予算額に達した場合は、7/1以降の募集はありません。 【URL】https://www.21aomori.or.jp/topics/25496	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
【募集期間】 5月15日～ 6月30日	青森県スタートアップ補助金	【概要】 持続的な経済成長と社会課題解決の両立を目指す革新的なビジネスモデルでの創業又は創業後5年以内の事業拡大に取り組む方に対して、経費の一部を補助します。 【主な補助対象要件】 創業後、概ね5年以内に以下の要件を満たす事業を行う具体的な計画を有する者であること。 ①社会性:社会的・環境的課題の解決に資する事業であること。 ②成長への期待度:今後の飛躍的な成長が期待されること。 ③理念・ミッション:企業の存在意義や志を掲げ、新たな価値創造に取り組むこと。 ④新規性・独創性:事業に新規性や独創性が認められること。 ⑤市場優位性:事業に比較優位性が認められること。 ※その他要件については、HPから御確認ください。 【補助率】2/3 【補助上限額】 創業枠 300万円 事業拡大枠 500万円 【募集期間】令和7年5月15日～令和7年6月30日 【URL】https://www.21aomori.or.jp/topics/31504	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
【募集期間】 9月1日～ 10月31日	地域・産業振興プロジェクト支援助成金	以下の内容で募集予定。 【対象】 立ち上げ段階や新たな事業展開を図るための技術・商品開発、市場・販路開拓、観光開発、スポーツ・文化交流など地域づくり・産業づくりに取り組む県内における任意団体(3人以上のグループ)、市町村、利益追求以外の団体(農協、商工会など)。 【限度額】 助成対象事業費の4/5以内、助成限度額は1事業当たり200万円。 ※応募状況や予算額との調整により変更することもあります。 【期間(令和8年度実施事業)】 募集期間は令和7年9月1日から10月31日。 ※緊急的且つ真に必要なと認めることができる事業は、年度途中でも応募を受け付ける場合があります。 ※問合せは随時受け付け(オンライン可)。 【URL】 https://www.jomon.ne.jp/~mozaidan/	(公財)むつ小川原地域・産業振興財団 電話:017-773-6222

4. 融資制度(自治体融資制度を除く)

令和7年4月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署名・TEL)
通年	スタートアップ創出促進保証制度	【対象】 県内で法人の創業をお考えの方、もしくは創業後5年未満の法人 【融資額】3,500万円 【返済期間】10年以内(据置期間1年または3年) 【URL】-	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1353 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年	日本政策金融公庫 【新規開業・スタートアップ支援資金】	【対象】 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 【融資額】7,200万円(うち運転資金4,800万円) 【返済期間】 設備資金:20年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金:10年以内[うち据置期間5年以内] 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html	日本政策金融公庫 国民生活事業 青森支店 電話0570-003521 八戸支店 電話0570-003753 弘前支店 電話0570-004375
通年	青森みちのく銀行 創業支援融資制度 【スタートアップ】	【対象】 青森県内において新たに創業される方、創業後5年未満の方 【融資額】1事業者さまにつき5,000万円以内 【返済期間】7年以内 【URL】 http://www.am-bk.co.jp/	お近くの青森みちのく銀行窓口まで
通年	青い森トリプルサポート (日本政策金融公庫との 協調融資商品)	【対象】 創業前、または創業後5年以内の青い森信用金庫営業区域内(青森県および秋田県鹿角市のうち十和田および鹿角郡小坂町)で事業を営む方 【融資額】2,000万円以内(日本政策金融公庫、青い森信用金庫からの融資合計) 【URL】 https://www.aoimorishinkin.co.jp/pdf/poster_180810_001.pdf	青い森信用金庫 営業本部 担当:山口 電話:017-732-2230
通年	東奥信用金庫 スリーエス スタート 【東奥信用金庫・日本政策金融公庫協調融資】	【対象】 当金庫営業区域内において、創業する(創業後1年未満含む)中小事業者 【融資額】 ①東奥信用金庫 10,000千円以内 ②日本政策金融公庫 10,000千円以内 【URL】 http://www.shinkin.co.jp/toshin	東奥信用金庫各店舗まで お問い合わせください。